

足利義持政権における将軍・近習・諸大名

岡 澤

保

はじめに

室町幕府四代将軍足利義持の執政期については、三代義満や六代義教に比べほとんど研究がなされなかつたが、通説的理解として、有力守護の合議である宿老会議（所謂重臣会議）が幕政において重視され且つ安定していくといわれてきた⁽¹⁾。

一方、若干の義持期の専論をみると、佐藤進一氏の提言以降将軍権力が見直されたことで、当期においても将軍権力と有力守護の対立があつたことが伊藤喜良氏や青山英夫氏により指摘されており、近年に至つては、小林保夫氏や森茂暉氏が、義持が將軍近習を通して將軍專制を志向するものの、守護によつて近習が失脚し挫折したとの見解を出された⁽²⁾。

このような義持期研究に対して、川岡勉氏は、將軍権力と守護権力の相互補完関係を重視し、將軍專制とされてきた義教期も大名衆議が幕府の意思決定過程において軽視されなかつたとされた⁽³⁾。義持よりも專制の評価があつた義教が見直されている以上、義持の專制志向や有力守護との対立を強調する見解も検討する必要がある。

そこで本稿では、義持が近習を介して將軍專制の志向を有していたという評価が出される根拠となつた応永二十三（一四一六）

年に起きた足利義嗣の処理問題、同三十四年の赤松満祐下国事件を再検討する。そして、富樫満成・赤松持貞ら將軍近習の申次の活動に注目して近習の政権上の役割からも検討し、義持政権についての考察を加えたい。

一 足利義嗣の処理問題と將軍近習富樫満成

本節では、応永二十三年の上杉禅秀の乱に伴い幕府内に波紋を起こした將軍足利義持の弟義嗣の処理問題をみていく。

幕府が重臣会議を開いて禅秀討伐の軍勢派遣を決定した直後の同年十月、義嗣は高尾に遁世した。翌月義持は管領細川満元と近習富樫満成を遣わし帰宅を促したが、義嗣はこれを拒否し受戒師もないまま出家した。その後、義持は義嗣を仁和寺興徳庵に幽閉し、侍所頭人一色義範に警固させた。一方、義嗣の近習山科教高や日野持光らが「兩富樫」つまり富樫惣領満春・満成に預けられて糾問が行われた結果、禅秀一派と結び謀叛を企てたという義嗣の野心は事実とされ、義嗣は更に相国寺林光院に移され、教高・持光以下四人は富樫氏の領国加賀に流罪となつた。⁽⁴⁾

しかし、義嗣らの糾問に関して、『看聞御記』（以下、『看聞』と略す）応永二十三年十一月九日条をみると、

（前略）教高朝臣糾問事、^{（細川滿元）}管領意見ハ、若白状ニ諸大名四五人も有^{（御大}事）、然者糾問中々無益歟之由申、^{（細川）}金吾意見者、押小路殿野心之条勿論之間、參て御腹を切らせ可^レ申云々、（後略）^{（足利義嗣）}とあり、管領細川満元は義嗣に同心した諸大名が四、五名でも明らかになれば一大事であるとして糾問をやめるべきであるとの意見を述べ、前管領畠山満家も義嗣に早く切腹させることを主張した。管領らが危惧したとおり、『看聞』同月二十五日条に「詰阿被^{（糾問）}之間、武衛管領赤松等与力之由白状申」とあるように、義嗣の近習語阿の糾問で斯波義重・細川満元・

赤松義則ら有力守護の名が浮上する。そして、義嗣への処分は下されないまま一年以上過ぎることになる。

応永二十五年正月、義嗣の幽閉先の林光院が炎上し、義嗣は死去した。義嗣が自ら寺を焼いて逃げようとした際に討たれたとされたが、実際は義持が富樫満成に命じて、加賀守護代山川氏に義嗣を討たせ、火をかけたのである。二月には日野持光や山科教高も配流先の加賀国で斬られた。⁽⁵⁾ 義嗣とその近臣の死により事件は決着したかにみえたが、事件は更に展開する。

『看聞』応永二十五年六月六日条には次の記事がある。

(前略) 世上物言事、畠山修理大夫入道、山名右衛門^(時熙)督入道身上也、押小路亜相叛逆同意之故云々、土岐^(時熙)與康^(時熙)同意、而與康死去了、子息^(時熙)同罪可^レ被^レ改^ニ伊勢守護^ニ云々、所領數ヶ所召上了、山名ハ以^ニ富樫^ニ被^レ止^ニ出仕^ニ之由被^レ仰出^ニ云々、
(後略)

これによると、畠山満則・山名時熙・土岐康政が義嗣の謀叛に同意したとして詮議を受けたという。土岐康政は既に死去していたので、子の持頼が伊勢守護職を剥奪され、数カ所の所領も没収となり、山名時熙も富樫をもつて出仕をとめられたとある。これで義嗣与党として斯波・細川・赤松・能登畠山・山名・土岐世保の大名は皆無ではなかつただろうが、これだけ多くの大名が義嗣に加担したとは考えにくい。ゆえに、義嗣問題の処理に終始あたついた富樫満成による政治的疑獄事件である⁽⁶⁾との理解が示されている。確かに、至徳四(一三八七)年以降斯波義種ついで子の満種が加賀守護であったが、応永二十一年に加賀守護職を惣領満春と二分して与えられていることからも、満成の政治的手腕は疑いようがなく、義嗣問題という機をとらえて政治的主導権を握ろうとしたと思われる。

それを推し進めようとした首謀者が問題となるが、伊藤喜良氏は将軍・近臣を中心とする専制的な政治形態を志向したの

は富権満成とされ、小林保夫氏は將軍義持とされており、見解が分かれている⁽⁸⁾。そこで検討を加えていく。

多くの有力守護大名が義嗣に加担していたということだが、実際は『看聞』応永二十三年十一月二十五日条に記されているように「諸大名事、中々不^レ及^レ沙汰」⁽⁹⁾という状態であった。以下、具体的に検証する。

当時の管領細川満元は応永二十三年十一月に義嗣与党として名前が出たが、その約一ヶ月後の『満済准后日記』（以下『満済』）十二月十九日条には「関東へ御教書事伺申了、可^レ令^レ談^レ合管領由被^レ仰下^レ」とあり、義持は関東へ発する御教書について管領と相談するよう満済に命じている。その数日前にも宇都宮・結城両氏への御教書に管領が関与している⁽¹⁰⁾。すなわち、義持は細川満元を管領罷免や守護職剥奪といった処分を行うどころか、逆に幕政に参与させているのである。後に満元が同二十五年正月の沙汰始以降六月まで出仕を拒んでいるという噂が京で流れているが、真偽は定かではない。

土岐持頼は応永二十五年六月義嗣与党として唯一守護職を剥奪された大名となっている。しかし、同年九月に義持が伊勢神宮に赴いた際、それに従った花山院長親が書き綴った『耕雲紀行』には「その夜はあの⁽¹¹⁾、津につきぬ、（中略）当國の守護土岐世やすとかや、御もうけなどいとなむ」とあり、更に、稻本紀昭氏によれば、同年十二月二十五日付の赤堀兵庫入道宛の刑部少輔持頼遵行状案が残されている⁽¹²⁾。つまり、持頼は、守護を更迭されたとある僅か三ヶ月後の九月以降は在職していたということになる。更迭されなかつたのか、更迭後すぐに復帰したのかは分からぬが、後者の場合でも実質的に処分が下されなかつたのと変わりなく、義嗣問題で守護職を剥奪された大名は事実上なかつたといえる。

斯波義重・畠山満則・赤松義則も義嗣与同者として名前があがっている。斯波義重は事件が決着していない応永二十五年八月に亡くなるが、義持は斯波氏に圧迫を加えるどころか嫡男義淳に家督及び守護職を安堵し、畠山満則も処分された様子はなく、むしろこの頃より義持の御成の際に相伴する大名として出てくる⁽¹³⁾。赤松義則は、応永三十四年の義則の死後、義持

より嫡男満祐が播磨国を召し上げてられているが（次節）、この頃に処分は下されていないようである。

山名時熙の出仕停止については確認できなかったが、以上の検討から、義持が義嗣事件を機に将軍と近習を中心とする体制確立に向けて行動をとったとは言い難い。守護職任免権は將軍が握っているが、義持が義嗣問題を通して諸大名の守護職を剥奪せず（土岐持頼は前述した通り）、富樺以外の近習を動かした形跡もないことも、それを示唆するだろう。

では、義持が富樺満成に義嗣問題に関わらせたのはどうしてだろうか。結論から言えば、日野持光・山科教高らのように、義嗣を内々に処分することを期待したためと思われる。義持の相続以後、義持・義嗣は共に参院・参内することが多く、義嗣の子が生まれた際にも義持が義嗣の御所を訪れるなど、平時では和解していたようだが、義嗣は応永二十二年の北畠満雅の乱や禅秀の乱で不穏な動きをみせた。また、義持の他の弟のように仏門に入れられていないから、義持のあと、嫡男義量ではなく義嗣が後継者になる可能性も否定できない。つまり、義持にとって、義嗣は不平分子であつただけでなく、義量の家督継承においても障害になりうる人物だったのである。そこで、義持は義嗣の処分を富樺満成に任せたのである。

以上より、義嗣問題を通して政治的主導権を握ろうとしたのは富樺満成であった。しかし、応永二十五年十一月、満成は突然失脚する。その理由に、義嗣に反逆を勧めたこと、義持の愛妾と密通したことなどがあげられているが、これらがどこまで真実かは分からぬ。加賀半国守護職も剥奪された満成は高野山へ遁世したが、義持から高野山から立ち去るようになまで言われた⁽¹⁹⁾。更に『看聞』応永二十六年二月四日条によると、「富樺兵部大輔此間於「河内國」被^レ討了、室町殿^{〔足利義持〕}富野山^{〔満成〕}ニ被^レ」

仰付^レ「被^レ討云々、富樺吉野奥天河ニ隠居之間、僧を下以^レ「御教書」有^レ「御免」之由令^レ申、則僧同道河内へ越之處国人討^レ之」とあり、満成は河内国で義持の命を受けた同守護畠山満家の配下の国人によって殺された。しかも、義持からの赦免の御教書を口実に誘われてのことだった。満成は義持が意図しなかった守護抑圧を図ったため、義持からも次第に危険視されたので

はないかと考える。満成失脚時に義持は抵抗をみせておらず、むしろ畠山満家と結託して満成を殺しているからである。

富樫満成の失脚により有力守護大名の合議（重臣会議）が政治的主導権を確立したという見解がある。⁽¹⁵⁾確かに將軍が近習を抱えている以上、近習と守護層の対立の火種を孕んでいたが、近習以上に畠山ら守護との結びつきを重視していた義持は、応永二十五年以降政治的主導権がなかったわけではなく、幕府の意思決定過程の中心にあって、最終的な裁決権も握っていた。⁽¹⁶⁾また、義持は義嗣という不平分子を一掃することで、自己の地位は安定を増し、何の弊害もなく嫡子義量に將軍職を譲ることが可能になつた。⁽¹⁷⁾ゆえに、義嗣問題を通して、結果的に最も利を得たのは義持だったことは間違いないであろう。

二 赤松満祐下国事件と將軍近習赤松持貞

これまで幕府をまとめてきた義持であったが、最後に一騒動を自ら招いたのが応永三十四年の赤松満祐下国事件である。

同年九月、播磨・備前・美作の守護で侍所頭人も務めた赤松義則が死去した。翌月の『満済』十月二十六日条によれば、「播磨國事為御料國、暫可被仰付赤松越後守」⁽¹⁸⁾とあり、義持は播磨を義則の嫡子で惣領家の満祐に与えず、近習赤松持貞（庶流・春日部）に「御料國」（幕府直轄）として預け置いた。特に落ち度がなかつた満祐は受け入れられず、京の自邸を焼いて播磨に下国した。これを聞いた義持は、『満済』翌日条に「備前國ヲハ赤松美作守、美作ヲハ同伊豆守ニ可被宛行」とあるように、残りの備前・美作も取り上げ、備前を赤松満弘（庶流・七条）に、美作を同貞村（庶流・春日部）に与えた。そして、義持は軍事面で重用していく一色義範、赤松の領国と接していた山名時熙と細川持元に満祐討伐を命じた。⁽¹⁹⁾しかし、十一月になると、諸大名が複雑な動きをみせる。三日、管領畠山満家は、義持への取り成しを求めた赤松満祐の

書状をうけ、播磨一国を満祐に安堵する旨を、満洛を通じて義持に申し入れた。しかし、義持はこれを拒否した。翌日、山名時熙は討伐のため分国の但馬に向かうが、一色義範は突如発向を中止した。六日には細川持元の陣から四国勢が未だ一人も上洛しないと伝える使者があり、持元も討伐に消極的な態度を示した。⁽¹⁾

十一月十一日に事件は一転する。それは、義持が畠山満則亭から御所へ戻る途中、赤松持貞に關する「庭中」（直訴）があつたのである。義満の側室高橋殿の「御文」が一人の遁世者によって届けられ、義持の近習畠山七郎（満則の子持幸）が取り次いだ。訴状の内容は富樫満成の時と同様義持側室との関係であつたが、調査の結果事実ということになり、十三日に持貞は切腹させられた。その後、赤松満祐の起請文進上と管領の取り成しがあり、満祐は赦免された。⁽²⁾持貞失脚の契機となつた直訴に畠山満則や同持幸が絡んでいることから、管領の満家を含めて畠山氏がこれに関与していたと解される。

以上が事件の概略であるが、諸大名が赤松満祐討伐に消極的であった要因と義持の赤松氏家督介入の一点から本事件の検討を行うことにする。

まず諸大名の側からみていく。青山英夫氏は、当時、守護大名は將軍との連絡に近習赤松持貞を通じなくてはその旨を伝えられない状態への反発があつたとされた（根拠となる事例・史料は示されていない⁽³⁾）。しかし、応永三十年以降、諸大名は必ずしも持貞を通じてしか義持に連絡を取れなかつたわけではなく、持貞が義持から幕政上期待されていた役割も別にあつた（次節）。ゆえに、持貞は諸大名全体から反発を受けるほどの人物ではなく、この事件は將軍近習対諸大名とは捉えられない一面もあつた。そこで山名以外の諸大名が満祐討伐に消極的だった理由を考えると、討伐の理由がないことの他に、幕府の混乱回避があげられる。当時、応永三十二年の五代義量の死で將軍が不在という異常事態に加え、同三十一年に和解したもののが鎌倉府との関係は良好とは言えず、後南朝の動きも予断を許さない状況だったからである。⁽⁴⁾大名個別にみれば、細

川氏は當時赤松氏と協調関係にあり、畠山満家は義嗣事件で守護の处罚を避ける意見を述べ（前節）、後の永享二（一四三〇）年に義教が一色義範（当時は義貫）を処分しようとした際諸大名の意見をまとめて一色赦免を認めさせるなど、諸大名の処分には消極的な姿勢であった。⁽²⁾ 山名時熙が討伐に積極的だったのは、山名氏は明徳の乱で美作国を赤松義則に奪われており、この機会に取り戻そうとしたためである。また、義教期での意見から判明するように、時熙は強硬な姿勢をとることが多い。次に義持の家督介入の点である。本事件では、赤松惣領の満祐と庶流で近習の持貞の対立に義持が介入して、惣領職ともうべき播磨国として持貞に預け置いている。庶流が室町殿・將軍に近侍していた守護大名家は赤松以外にもあつたので、室町殿が近習の庶流に惣領家の守護職、惣領職を与えることに対し、大家家の惣領が危機感を抱いたのは認められる。しかし、近年の指摘のように、本事件から、義持が寵臣たる將軍近習を媒介とした專制体制の構築のため、それを阻む重臣会議の一角を切り崩そうとした、あるいは將軍專制の志向が足利義持政権の政治的志向、義持政権の特質になるとまで言えるのだろうか。

專制的との評価がある六代將軍義教が山名・斯波・京極・一色・土岐世保・畠山・富樫ら守護大名の家督に次々と介入し（一色・土岐は暗殺）、京極高数・一色教親・細川持常・武田信栄・畠山持永ら將軍に近侍した者を惣領・守護に据えたのに対し、義持は赤松氏以外の守護の家督介入は知られていない。義持が專制体制の構築のために重臣会議を切り崩す意図をもつていたなら、これまでにも斯波・細川・一色・京極等の家督相続という機会を捉えて介入したはずである。むしろ、義持は、畠山氏において本来後継者であるのに義滿によって斥けられていた満家を惣領にしている。⁽³⁾ 「有力守護家の庶流を將軍近臣とすることにより、守護の惣領家を牽制する一方、その失態があれば直ちに守護職の改替により赤松持貞のような將軍の意を反映しやすい人物を登用することにより、將軍專制の実をあげようと図ったのである」⁽⁴⁾ という見解に関しても、確かに

将軍が守護職・惣領職補任権を握っているため、守護大名の庶流の近習化が守護惣領家を牽制することにつながった点は認められるが、守護庶流の近習化は義持に特別みられる傾向ではなく、義教と比べて義持の近習が守護になつた事例がそうあるわけでもないので⁽²⁷⁾、義持の「專制志向」を看取することは難しい。よって、義持の赤松氏介入の一件から、重臣会議抑圧に直結させ、將軍專制を義持政權の政治志向として強調する点には疑問をもたざるを得ない。

赤松満祐下国事件は当初赤松氏内の問題であり、また、赤松持貞は諸大名全体と対立するような人物ではなかつた。しかし、義持が持貞に播磨国を預け置き、満祐が下国するに及んで、他の守護を巻き込んだ事件に発展し、当時の幕府の置かれた状況から、畠山氏により持貞は失脚を余儀なくされたのである。この事件のみから、「將軍專制化」が義持政權の政治志向であるとは一概に評価できない。

三 將軍近習の政權上の役割

本節では、義持の近習の中で活動が顕著な富樫満成・赤松持貞を中心に近習の政權上の役割から検討する。これまで、近習は將軍と諸大名間の申次の任にあり、その政治的立場を利用して政治的発言権を強化したことや、義持の將軍專制化実現の方法として富樫満成ら近習による將軍親裁権の強化が行われたとの指摘があるので⁽²⁸⁾、近習の申次を検討の対象とする。

將軍近習が訴訟の將軍への申次（御前沙汰の訴訟受理の窓口）⁽²⁹⁾の役割をもつていたことはよく知られているが、義満の死去後の『教言卿記』応永十五年十月八日条によると、義持は次の命令を出している。

一、北山殿以御使公家方事ハ裏松申沙汰、武家方事伊勢入道申沙汰之由被仰云々、
（日野重光）

つまり、公家の訴訟は日野重光に、武家の訴訟は伊勢貞行を通じて披露するよう定めている。重光・貞行は義満期でも訴訟の申次を担当していたが、重光の妹栄子は義持の正室であり、政所執事伊勢貞行は義持の近習であることに加えて自身の邸宅で義持を養育していたことから、両者は義持との関係が深く、義満以来の体制が継続されることになったのである。けれども、この体制は応永十七年を境に変質する。それは、この年に斯波義将と伊勢貞行が相次いで亡くなつたことを契機に近習富樫満成が台頭しはじめ、訴訟の申次に関与するようになるからである。これを裏付けるものとして、応永十七年に東寺は義持への訴訟の取り次ぎを斯波義将・伊勢貞行に代わり近習の富樫満成に委ねることを決定している。⁽³⁰⁾

富樫満成ら將軍近習の訴訟における申次の実態は次のことからも看取できる。義持が死去し義教が嗣立されて間もない頃であるが、『建内記』正長元（一四二八）年五月二十一日条によれば、その記主である万里小路時房の義兄豊光が義教に所領のことと直訴し、「近習之輩」に頼るべき縁が無く、「外様」では時間がかかると語つており、近習に訴訟を取り次いでもらうのは当時主要な方法の一つであつたことが分かる。当時、幕府の訴訟受理の一般的な方法はもう一つある。それは管領の被官である賦奉行が出す賦であり、義持期においても『康富記』応永二十五年十一月二十四日条に「自今日管領賦被」出⁽³¹⁾との記事がある。これが裁判制度として整備された通常の訴訟窓口であり、先程の豊光が語るところの「外様」に相当する。しかし、これは訴訟受理や裁許までに時間がかかる。また、「申次」に頼む場合でも賄賂が必要であり、「申次」の者に対しても頼るべき所縁がない場合には何ら方策がないことが言われている。以上のことから、非制度的な訴訟受理を通じて、近習は政治的発言力を強められたのは確かである。しかし、これは訴訟のことであって、諸大名が関与する政務、重臣会議の議案に関してではない（無論、訴訟には管領が関与しているので、その点は考慮する必要はあるが）。では、将軍と諸大名間の申次としての役割はどうだろうか。近習の中枢に位置する者が外部との交渉をほぼ独占的に「申

次」ぐと言われているが、義持の近習の中枢であった富権満成と赤松持貞の場合についてそれぞれ検討する。

最初に富権満成である。研究史をみると、伊藤喜良氏は、満成が「近臣として將軍と幕府有力者間の申次の役にあった」であるが、この政治的地位を利用して発言力を強化していく」とされ、その際、伏見と炭山の紛争、石山の衆徒の件で、「以富権同申」「可達上聞由申送富権大輔」と、満済が満成を通じて義持に伝えた史料をあげて説明されているが⁽³³⁾、「幕府有力者」に諸大名を含められているのかは明記されておられない。鈴木江津子氏は、前掲の満済の日記より満成は「將軍と幕府有力守護間の申次役にあつた」と推定され、小林保夫氏は特に根拠となる史料を示されず（別の所で満済の例は示しておられる）、「義持の近臣として將軍と管領をはじめとする幕府宿老との間の申次の役にあたっていた」とされる。⁽³⁴⁾

満済に関して言えば、『満済』応永二十四年十月十七日条に「參御所、御対面、自宇都宮^{待機}注進状、上総守護御吹舉処「異儀由事」」了」とあるように、禅秀の乱頃より連絡をとっていた宇都宮氏の件では満済自身が義持に披露している場合もある。しかし、富権満成が將軍と諸大名間の申次をつとめ政治的発言力を強めていたという実態は史料から確認できなかつた。

次に、富権満成失脚後に台頭しはじめ申次となる赤松持貞である。満済が本格的に幕府政治に関与し始める時期は応永三十一年頃であるが、近習としての持貞の活動が顕著になるのもほぼ同時期である。

赤松持貞の職務内容については森茂曉氏の研究がある。それによれば、持貞の職務は基本的には祈祷関係であり、その職務上、義持と満済をつなぎ、且つ「寺家と室町殿間を仲介するパイプ役のような役割を果たしていた」とされる。⁽³⁵⁾しかし、義持と諸大名間の申次、重臣会議の議案に関する申次についての言及はない。確かに祈祷は中世国家の王権と関わるので、持貞の関与は特筆されるべきだが、このことから、義持が近習を介して諸大名を抑圧し専制を志向していたことに直接的

にはつながらないと考えられる。

赤松持貞の活動が顕著であった時期においては、義持と諸大名の間の申次の役を担っていた者に満済があげられる。当時の様子を表1にまとめたが、一つ注意しなければならないのは、持貞が義持と満済をつなぐ立場にあるという前の森氏の指摘である。しかし、これは内容が祈祷関係の場合である。表で示すように、義持が厳格に使い分けていたかのごとく、重臣会議の議案では、義持の諸大名への諮問及び諸大名意見の義持への披露とも、満済の日記に持貞は出てこない。義持の仰せにより満済が御前に参り、大名への諮問内容を直接伝えられ、大名の意見を聞き、義持と対面して披露する。満済は不特定多数の人物と連絡をとっていたので将軍に披露する内容も多岐にわたっているが、訴訟や祈祷に関しては自身の意見を加えることがあつたものの、重臣会議については原則的に意見を加えず、そのまま義持の諮問内容や諸大名の意見を伝えている。但し、一度だけ持貞が史料に現れる事例がある。それは『満済』応永三十三年十一月十七日条（表の13）であるが、この時も持貞が満済に諮問内容を伝達しておらず、満済に義持のところへ参るよう伝えただけで、参上した満済に義持が「越後国事」を述べ、満済は帰りに「管領宿所」に向っており、満済が義持と管領の間をつないでいるのである。

表では、管領畠山満家と細川満元の場合が多いので、実際はこれが全てではないとは思うが、持貞は義持と諸大名間の申次を専任していたわけではないことは確かである。すなわち、当時、守護大名は義持との連絡に近習赤松持貞を通じなくてはその旨を伝えられないという、前節で取り上げた青山英夫氏の指摘のような状態ではなかった。それゆえに持貞は諸大名全体から反発を受ける人物ではなかつとしたのである。持貞は祈祷面での役割を義持から期待されていたのである。

ところで、義教期になると近習の政治的役割が諸大名に関わって増大する。例えば、重臣会議を構成する有力守護大名が担っていた幕府と地方を結ぶ（將軍と地方を取り次ぐ）役割⁽³⁾を近習に奪われていくかのような記録が、近習赤松満政（庶流・

表1 義持と諸大名間の諮詢及び披露の過程

註①『満済准后日記』より ②「管領」は全て畠山満家、「畠山」は満則
③「細川」は満元、(持)は持元

	年月日	内 容	諮詢・披露の過程
1	応永30・7・5	関東への御使派遣、京都扶持衆	義持→満済→管領・細川・斯波・山名・赤松・一色・今川・畠山→満済→義持
2	31・正・24	篠川御所からの返答	細川→細川被官→満済→義持
3	7・19	足利庄	義持→満済→管領被官→管領
	23~24	足利庄、管領職上表	管領→管領被官→満済→義持→満済→管領被官→管領
4	8・17	足利庄	管領→満済→義持
5	32・3・3	関東への御使、篠川御所への御書	義持→満済→細川
6	4	昨年冬以来の篠川御所の書状	細川→満済→義持
7	閏6・11	常陸守護職、武田信重の甲斐下国	義持→満済→細川→満済→義持
8	12	武田信重下国	細川→満済→義持
9	8・24	武田信重下国	義持→満済→細川
10	10・20	管領職上表	管領→満済→義持
		上表不認、越後布河、伊勢国香取庄	義持→満済→管領被官→管領
	23	管領返事(20日の件か)	管領→満済→義持
11	12・3	関東事	管領→満済→義持→満済→管領被官→管領
12	33・6・17	伊勢守護職	義持→満済→畠山(→)管領
13	11・17、19	越後国事	義持→満済→管領→満済→義持
14	34・11・3	赤松満祐の播磨国安堵と御免の要請	赤松→管領→満済→義持→満済→管領
15	12~13	越後国事	管領→満済→義持→満済→管領→満済(→義持)
16	12・25~26	赤松討伐の陣より山名時熙の帰洛	山名→勝定院院主→満済→義持
17	35・正・17	足利家後継者	管領・斯波・細川(持)・山名・畠山→満済→義持→満済→管領以下諸大名

大河内）が申次として台頭する時期より散見するようになる。もう少し具体的にみれば、畠山満家は越後守護上杉幸龍丸及び守護代長尾邦景の担当として越後への幕府の命令や越後から的情報・申請を媒介していたが、『満済』永享七年正月二十九日条には「越後勢合力事、以赤松播磨守^{（満政）}可被仰付長尾云々」とあり、幕府の越後勢への軍事動員命令は赤松満政を通じて行われている。永享五年九月の畠山満家の死去後、満政が越後の担当窓口になったのだろう。以下、担当であったのかは十分検討できなかつたが、満政の状で安芸の武田氏に大内氏への合力を命じ、関東管領上杉憲実においても憲実への返事を満政に行わせ、逆に憲実の注進があつた時も畠山とともに満政に届けられ、更に薩摩の島津氏の件にも関与がみられる。^{〔3〕}

このように、近習の役割の点からみても、義教の方が「専制」的な様相をみせてている。それは、前節で検証したように、義教の方が近習を守護・惣領に登用する事例の多い点からもうかがうことができよう。よって、近習の政権上の役割からも、義持が専制を志向して、近習を通じて將軍親裁権を強化していたとは必ずしも言えないものである。

むすびにかえて

以上、本稿では、主に義持期の將軍・近習・諸大名の関係に焦点を当てて義持の「専制」の問題を論じてきた。義持の近習富樫満成及び赤松持貞がそれぞれ関係した二つの事件や、義持政権で近習の果たした役割からみて、義持が將軍近習を媒介にして専制体制の構築を志向していたとはほとんど窺えなかつたことが明らかになつたといえよう。

最後に、義持に専制志向があまりみとめらなかつた背景に若干触れて、本稿を終えることにしたい。

將軍の直轄軍として奉公衆の存在はよく知られているが、義持期の史料に奉公衆（小番衆、番衆）の記録がほとんどなく^{〔3〕}

軍事行動もみられない点も踏まえると、当期ではまだ十分整備されておらず、將軍は守護権力に対抗できる独自の軍事力を有していないかったと思われる。にもかかわらず、義満・義持・義教らの將軍は、幕府の意思決定過程の中心に位置して、室町幕府の安定期をもたらす。これには、義満の足利氏絶対化政策の他、義満以下の將軍が守護大名を統制し自身の地位を安定させるため、高度な政治的判断や手腕を發揮していたことがあげられる⁽⁴⁾。つまり、守護庶流を近習化して惣領家を牽制するのは一方法に過ぎず、守護を以って守護を制する、守護の配置を考慮する、特定の守護を重用して將軍の影響下（自己の権力の側）に置くといった手段を講じて、將軍は有力守護大名との微妙なバランスに配慮しなければならなかつた。このバランスが少しでも崩れるようなことがあれば、その上に成り立つ將軍権力は「脆さ」を露呈することになる。強力な権力基盤を保持していなかつた室町將軍は単に專制を志向すればよかつたということではないのである。義持のとった方向性を考えるならば、基本的には幕政において重臣会議を重視しつつ、特に軍事の面では一色義範と畠山氏、政務の面では畠山満家と細川満元というように足利一門の守護を重用して自身の影響下に置く傾向があつた⁽⁵⁾。義持政権の特質は、近習による專体制の志向と近習失脚によるその挫折よりも、むしろ、こういった守護政策にこそ認めるべきではないだろうか。

また、將軍が「全國」を統治し地域紛争の処理を進めるには、將軍の重臣会議への意見諮問というように守護大名の幕政参加を必要とし、軍勢発向となれば守護勢に依存した。一方で、守護も在京して幕政に参加し、將軍や幕府の保証を背景に自立化の動きをみせる国人をおさえ、分国支配を推し進める一面をもつていた。奉公衆に預け置かれ守護勢力を牽制する將軍権力基盤とされてきた御料所が、義教期の頃までは守護もその經營の扱い手であったという指摘もある⁽⁶⁾。つまり、將軍権力と守護権力の対立だけでは捉えられない、両者の相互依存関係という幕府体制の構造的な特質があったのである。

「はじめに」でも触れたように佐藤進一氏の提言後將軍権力が見直されたが、それとともに將軍権力と守護権力の対立が

強調され、「将軍專制」という用語・概念が一人歩きしているように思えてならない。もとより将軍権力を過小評価する意図はなく、将軍権力と守護権力との確執があつたのも事実であるが、それは両者の関係の一面を捉えたにすぎないのであり、両者がどのように相まって当該期の幕府支配が実現されていたのかを追究することが重要であろう。

〔註〕

- (1) 今谷明氏「一四一—五世紀の日本——南北朝と室町幕府」（同氏『室町時代政治試論』塙書房、二〇〇〇年、初出は『岩波講座日本通史 中世三』岩波書店、一九九四年）
- (2) 佐藤進一氏「室町幕府論」（同氏『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出は旧『岩波講座日本歴史 七 中世三』、岩波書店、一九六三年）、伊藤喜良氏「義持政権をめぐって——禅秀の乱前後における中央政局の一侧面」（同氏『日本中世王権と權威』思文閣出版、一九九三年、初出は『国史談話会雑誌』豊田・石井両先生退官記念号、一九七三年）、青山英夫氏「応永三十四年、赤松満祐下国事件について」（『上智史学』一八号、一九七三年）、小林保夫氏「室町幕府將軍專制化の契機について——足利義持期の二つの事件をめぐって」（上横手雅敬編『中世公武権力の構造と展開』吉川弘文館、二〇〇一年）、森茂暁氏「赤松持貞小考——足利義持政権の特質——」（『福岡大学人文論叢』第三三卷第一号、二〇〇一年）
- (3) 川岡勉氏「室町幕府——守護体制の権力構造——上意と衆議の関わりを中心にして」（『愛媛大学教育学部紀要Ⅱ部人文社会科学』三三二一、二〇〇〇年、後に同氏『室町幕府と守護権力』吉川弘文館、二〇〇二年、に収録）
- (4) 『看聞御記』（以下『看聞』と略す）応永二十三年十月二十九、三十日、十一月二、五、九日条
- (5) 『看聞』応永二十五年正月二十五日、三月十二日条

- (6) 前掲註(2)伊藤論文、小林論文。桜井英治氏はこれを否定された(同氏『日本の歴史12 室町人の精神』講談社、一〇〇一年)。
- (7) 『満済准后日記』(以下『満済』と略す)応永二十二年六月八日条
- (8) 前掲註(2)伊藤論文、小林論文
- (9) 『満済』応永二十三年十一月十五、十七日条
- (10) 『康富記』応永二十五年七月二十一日条
- (11) 『耕雲紀行』(大神宮叢書『神宮参拝紀大成』西濃印刷株式会社岐阜支店、一九三七年)、稻本紀昭氏「室町期伊勢守護考」(『日本政治社会史研究 下』塙書房、一九八四年)
- (12) 斯波氏家督・『康富記』応永二十五年八月十八日条、畠山満則の相伴・『満済』同年十一月九日、同二十六年八月二十四日条等
- (13) 『看聞』応永二十五年十一月二十五日条
- (14) 『康富記』応永二十二年二月二十二、二十五日条。満成の半国守護職は満春に与えられ、加賀の半国守護制は解消した。
- (15) 前掲註(2)伊藤論文
- (16) 義持と守護の関係は「むすびにかえて」、後註(40)。義持期の重臣会議の実態は本稿では触れられないが、応永三十年の鎌倉府対策や翌年の八幡神人檄訴から本文で述べた点が窺える(『満済』応永三十年七月五日条、『看聞』同三十一年六月二十五日条等)。
- (17) 義嗣問題が起きていた応永二十四年十二月一日に義量が元服しているのは偶然ではないだろう(『看聞』同日条)。
- (18) 一色・山名・『満済』応永三十四年十月二十七、二十八日条、細川・『満済』同年十一月一日条。義持の一色義範の重用は応永二十二年の北畠氏の乱で幕府軍大將、前年に十五歳で侍所頭人、同二十五年に神人檄訴取り締まりのための山城守護職兼帶など。
- (19) 『満済』応永三十四年十一月三、四、六日条

(20) 『満済』応永三十四年十一月十一～十三、二十五日条

(21) 前掲註(2)青山論文

(22) 応永三十年に北畠満雅の反乱の噂が流れ、赤松満祐下国事件の翌年には伊勢に出奔した小倉宮聖承を担いで満雅は反乱を起こす
『看聞』応永三十年八月二十四日条、『満済』正長元(一四二八)年七月十一日条他。

(23) 細川・赤松の関係は本郷和人氏「『満済准后日記』から」『遙かなる中世』八号、一九八七年)を参照。畠山の一色赦免の動き＝
『満済』永享二年八月十日条

(24) 前掲註(2)森論文

(25) 今谷明氏「室町時代の河内守護」(同氏『守護領国支配機構の研究』法政大学出版局、一九八六年、初出は『大阪府の歴史』七号、
一九七六年)

(26) 前掲註(2)小林論文

(27) この事例として、応永二十一年に加賀守護を斯波満種から富樫満成・満春に交替させた件があるが(第一節)、満種が義持の勘気に
触れた以外の経緯は不明であり、富樫氏は南北朝後期まで加賀守護であったという経歴がある。

(28) 前掲註(2)小林論文。申次の者がその立場を利用して政治的発言力をもつという点は他にも多くの研究で述べられている。

(29) 御前沙汰は訴訟のみを管轄したわけではない点は断つておく(『武政規範』(佐藤進一・池内義資編)『中世法制史料集 第二卷 室

町幕府法』岩波書店、一九七九年)、設楽薰氏「將軍足利義教の『御前沙汰』体制と管領」(『年報中世史研究』十八号、一九九三年)。

(30) 『東寺百合文書』く廿一口方評定引付、応永十七年七月十三日。富樫満成の訴訟関与は前掲註(2)小林論文に詳しい。

(31) 『建内記』正長元年五月二十七日条

(32) 家永遵嗣氏「室町幕府奉公衆体制と『室町殿家司』」（同氏『室町幕府將軍權力の研究』東京大学日本史学研究叢書一、一九九五年、初出は『人民の歴史学』一〇六号、一九九〇年）

(33) 前掲註（2）伊藤論文。『満済』応永二十年十二月十五日、八月二十三日条

(34) 鈴木江津子氏「『満済准后日記』——室町殿と満済——」（『歴史民俗資料学研究』五、一〇〇〇年）、前掲註（2）小林論文

(35) 前掲註（2）森論文。義持は満済と連絡をとり、祈禱をしばしば行わせている（前掲註（34）鈴木論文に詳しい）。

(36) 本郷和人氏「『満済准后日記』と室町幕府」（五味文彦編『日記に中世を読む』吉川弘文館、一九九八年）、吉田賢司氏「將軍足利義教期の諸大名——その幕政参与についての一考察——」（『龍谷史壇』一一七、一〇〇一年）、前掲註（6）桜井書

(37) 武田||『満済』永享四年正月二十三日条、上杉||『満済』同年八月二十九、晦日条、島津||『満済』同年七月十一日条。桜井英治氏は、赤松満政は越後・上杉憲実・島津の担当であったとされている（前掲註（6）書）。

(38) 管見の範囲であるが、「小番衆」「番衆」の名が出てくるのは、『看聞』応永二十三年十二月十六日、同三十一年七月二十七日条、『常樂記』同年（三月十四日条か）の程度である。

(39) 将軍の政治手腕については前掲註（6）桜井書でも言及されている。

(40) 一色義範は前註（18）。畠山氏は基国が義満の近臣として管領家にまで引き立てられた背景をもち、守護ではあるが将軍に近い立場

にあったのも影響したとみられる。細川満元は、『満済』応永三十三年十月八日条に「天下重人也、御政道等事一方ノ意見者」と評されている。鎌倉府との和睦決定の際、畠山満家と細川満元のみが義持の御前に招かれていた（『満済』応永三十一年二月五日条）。

(41) 田中淳子氏「室町幕府御料所の構造とその展開」（『日本国家の史的特質 古代・中世』思文閣出版、一九九七年）